

答 申 情 第 2 1 6 号
令 和 8 年 2 月 2 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年3月6日付け文く安第74号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

●●との接触の際に作成・取得した文書の不存在による非公開決定事案（諮問情第33
7号）

1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和6年10月28日に、処分庁(担当部署 文化市民局文化市民部くらし安全推進課。以下同じ。)に対して、京都市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、「くらし安全推進課が保有する●●との接触の際に作成・取得した文書(令和6年10月21日以降のもの)」の公開を請求した(以下「本件請求」という。)

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分(以下「本件処分」という。)をし、令和6年11月5日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

請求に係る文書を作成及び取得していないため。

(3) 審査請求人は、令和7年2月7日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、公開決定を求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書

処分庁は、路上喫煙等防止対策を行う部署であり、取組の一環として、●●株式会社(以下「●●」という。)による公設喫煙場所(以下「喫煙場所」という。)の寄付受納に係る事務、喫煙場所の維持管理やたばこを取り巻く情勢に係る●●との情報共有などを行っている。

審査請求人が存在すると主張する文書は、処分庁と●●が関わる中で、処分庁が作成した、あるいは処分庁が●●から取得した文書であると認められる。

(2) 本件請求に係る文書が存在しない理由

喫煙場所の維持管理やたばこに関する社会情勢の動き等について、●●と情報共有を行う際には、主に電話・対面により実施している。

処分庁が●●との接触の際に作成・取得する文書は、おおむね、市内の喫煙場所の寄付受納に関する文書、喫煙場所の整備や改修に係るイメージ図等、覚書及びその別紙に関する文書である。

しかしながら、本件請求内容の期間(令和6年10月21日以降令和6年10月28日まで)に

において、●●と電話等でのやりとりを実施した可能性は否定できないものの、処分庁において文書を作成・取得した事実はない。

よって、本件請求に係る文書は存在しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 公開を求める。

(2) 存在するため。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人の求める文書は、本件請求の対象期間である令和6年10月21日以降令和6年10月28日までに、処分庁が●●との接触の際に作成・取得した文書である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、令和6年10月21日以降令和6年10月28日までに本件請求に係る文書を作成及び取得しなかったため、本件請求に係る文書は存在しないと主張している。

イ 一方、審査請求人は、文書が存在していると主張している。

ウ 当審議会において処分庁に確認したところ、本件請求の対象期間である令和6年10月21日から同年10月28日までの間において、処分庁と●●との間で業務上必要な情報共有が行われていた可能性はあるものの、具体的な交渉や協議が行われ、その結果として処分庁が本件請求に合致し得る文書を作成又は●●から取得したという事実は認められなかった。

また、審査請求人は、文書が存在すると主張するが、その主張を裏付ける具体的な証拠や根拠を示すには至っていない。

エ よって、本件請求に係る文書を保有していないとの処分庁の説明に特段不合理な点はなく、当審議会としては、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和7年 3月 6日 諮問

4月 3日 諮問庁からの弁明書の提出

令和8年 1月26日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第9回会議）

2月25日 審議（令和7年度第10回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）